

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 5 年 6 月 1 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和5年4月13日

日立市長 小 川 春 樹

### 記

損害賠償の額を定めることについて

令和4年11月14日午前10時頃、日立市□□町□丁目□番地先市道3100号路上において、市有車が東京都千代田区□□□□町□番地□□□□□□□□□□□□□□株式会社所有の自動車と衝突し、物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

### 記

損害賠償額 金123,099円